

第 51 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 37 年 5 月 19 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	愛媛県警察本部長
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	伊予三島市長
同	伊予三島市会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長

議事項目

- 報第 55 号 委員幹事異動報告
- 議第 372 号 今治都市計画用途地域の変更について
- 議第 373 号 今治都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
- 議第 374 号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 375 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 376 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 377 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 378 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 379 号 温泉青果農業協同組合青果物卸売市場建築位置決定について

議第 372 号 今治都市計画用途地域の変更について

理由書

今治都市計画用途地域は昭和 22 年に指定され、更に昭和 26 年に一部追加変更されて現在に至ったが、その後近隣市町村の合併、商工業の発展などの情勢の変化により、現在の用途地域では不適当な点が多くなったので、本案のように用途地域を変更しようとするものである。

なお各地域の面積は次表の通りである。

地域別	変更前		変更後	
	面積 (ha)	百分率 (%)	面積 (ha)	百分率 (%)
住居地域	364.7	47	545.3	49
商業地域	120.3	15	160.2	14
工業地域	117.2	15	139.9	13
準工業地域	177.6	23	263.0	24
計	779.8	100.0	1108.4	100.0

議第 373 号 今治都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

理由書

今治市は新居浜市、西条市などとともに臨海工業地帯として発展の途上にあるが、これとともに商業地域を整備改善する必要がある。このため今治市の中心商業地域の一部を防火建築街区に指定し、商店街の不燃化をはかっているが、これをさらに拡張するため、現在準防火地域である本町 1 丁目の区域の一部を防火地域に変更しようとするものである。

なお各地域の変更前及び変更後の面積は次表の通りである。

名称	変更前の面積 (ヘクタール)	変更後の面積 (ヘクタール)
防火地域	5.48	7.06
準防火地域	91.38	89.80
計	96.86	96.86

議第 374 号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号 (等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員 (米)、延長 (米)、摘要】

Ⅱ,3,2、井関通り線、中曽根町出口 2034、木瓜 1655~8、11、990、延長の一部

ただし、中曽根町出口 2034、中曽根町生吉 726、8、523

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度	1.4 割
昭和 38 年度	1.3 割
昭和 39 年度	1.4 割
昭和 40 年度	1.5 割

昭和 41 年度	1.9 割
昭和 42 年度	1.8 割
昭和 43 年度	0.7 割

理由書

本路線は伊予三島市と高知市とを結ぶ重要路線に接続し、現在高知県境猿田峠まで施行済みであるが、国道 11 号線との連絡道路として井関通り線が昭和 34 年までに都市計画道路として延長 429.8 メートルを改良舗装済みであるが、残り 990 メートルを実施すれば連絡道路として完備するので昭和 37 年度より事業を施行して整備せんとするものである。

議第 375 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 3 号線及び 2 等大路第 3 類第 4 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,3、駅裏角野線、角野 2027 の 1 番地、角野 2799 の 5 番地、（北内）、11、124.55、延長の一部

Ⅱ,3,4、中須賀上原線、中村 1867 の 1 番地、中村 1834、（中村）、8、180、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業の執行年度割を次のように定める。

駅裏角野線

昭和 37 年度	約 3 割
昭和 38 年度	約 3.1 割
昭和 39 年度	約 2 割
昭和 40 年度	約 1.9 割

中須賀上原線

昭和 37 年度	10 割
----------	------

理由書

2 等大路第 3 類第 3 号線は国鉄新居浜駅より市の中心部を南北に縦断せる主要幹線道路であり、近時の自動車交通量の激増に対応する為昭和 37 年より事業を実施し交通の円滑を図るものである。2 等大路第 3 類第 4 号線は旧道と新国道とを結ぶ区間が未改良であり交通を阻害しているため昭和 37 年度において事業を施行し整備せんとするものである。

議第 376 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 4 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,4、西条駅前下嶋山線、大町字福森 800 番地先、大町字受 321 番地先、11、450、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度	7 割
昭和 38 年度	3 割

理由書

本路線は西条駅と主要地方道高知西条線を連絡する主要幹線であるため、近時の自動車交通量の激増に対応するため 37 年度より事業を実施し整備せんとするものである。

議第 377 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 12 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
Ⅱ,2,12、土居田南吉田線、竹原町字助簾 211-1、大字南吉田倉添 1692、（高岡町）、8.1、3,864、舗装新設
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度	約 1.6 割
昭和 38 年度	約 4.2 割
昭和 39 年度	約 4.2 割

理由書

表記の路線（Ⅱ,2,12）は松山市の重要幹線街路であり、昭和 33 年度より改良工事がなされ昭和 36 年度完了。現在の砂利道では激増する交通量に耐えないため、これが路面の舗装を行い交通の円滑を図るものである。本路線は府県道に該当するので愛媛県知事がこれを執行する。

議第 378 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 7 号線及び 1 等小路第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,7、南西原馬塚線、伊予市下吾川字宮田 1351 番地先、伊予市下吾川字馬塚 958 番地、11、380、
延長の一部
1,小,1、西町谷上線、伊予市米湊字安広 823 番地、伊予市米湊字西の原 601 番地、11、474、延長の一部
「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度は次のように定める。

南西原馬塚線

昭和 37 年度	約 7.8 割
昭和 38 年度	約 2.2 割

西町谷上線

昭和 37 年度	約 7.0 割
昭和 38 年度	約 2.5 割
昭和 39 年度	約 0.5 割

理由書

改修された港湾と 1 級国道 56 号線を連絡する街路は幅員狭隘のため甚だしく輸送の障害となり都市機能を低下している現状であるので、これを打開する為、及び 1 級国道 56 号線と市街地とを連絡する都市計画街路を完成して産業基盤の強化に寄与させるため、本年度より事業を施行し、整備せんとするものである。

議第 379 号 温泉青果農業協同組合青果物卸売市場建築位置決定について

第一 申請者、松山市〇〇 温泉青果農業協同組合、組合長

第二 敷地の位置、松山市八代町 119 番地の 1 から 131 番地まで（松山都市計画区域内 工業地域）

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積	15,236.5 平方メートル
建築物	

売場、事務室、物置	2,106 平方メートル
倉庫	324 平方メートル
売店	560.586 平方メートル
計	2,990.586 平方メートル

第四 その他

- 1 温泉青果農業協同組合は、昭和 24 年 4 月から松山市出湊町 1 丁目において青果物の卸売市場を開設しているが、今回申請の位置について許可後は前記市場は廃止するものである。
- 2 市場の取扱状況は次の通りである。
 - (イ) 取扱量 野菜、果実類一日売上高 100 万円位
 - (ロ) 運搬は一日大型トラック 2、3 台、三輪自動車 40 台、単車 20～30 台、自転車 40～50 台で一日集まる仲介人約 150 人位である。
 - (ハ) 従業員 35 名
 - (ニ) せり売り時間 午前 8 時から午前 11 時 30 分

理由書

松山市出湊町に開設している青果物卸売市場が取扱量の急速な拡大のため規模が狭隘となって、業務に支障を来し、これ以上取扱量が増大すれば業務の遂行が困難となり、なおまた繁華街、中央病院等に接しているため、交通、環境衛生上よりも善処方を要望されているので移転せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 373 号 今治都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

幹事：簡単に御説明申し上げます。理由書に書いてある通りでございますが、この図面をご覧いただきたいと思いますが、今治市役所から港に参ります大きな道路の本町筋のこの図面で申しますと、左手の方の側の広がっております区域が、この前御審議いただきまして区域を拡張した分でございます。このたびはこの反対側の方の区域につきまして御審議をお願いしたいと思うのでございます。

議第 377 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

委員：ただ今の議案なんですけど現在の砂利道では激増する交通量に耐えられないという言葉が織り込まれておりますが、そういう意味と、もうひとつは観光道路として飛行場に通ずる関係上他府県からの往来も激しく、そういう面から 37 年度から 3 カ年で今年度 1.6 割となっておりますが、出来れば、短期にさせていただいて、もう少しスピーディにやっていただきたいと思っております。この道路は先程申し上げたように観光面からも非常に利用される道路でございますので、そうした面からぜひこの件を強調したいと、かように思います。

幹事：これは従来の予算の付き方からいたしまして、3 カ年計画にしておりますが、出来るだけ早く仕上げるように致したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員：ただ今のお言葉では、原案の通り譲れないといった結論のように伺えるんですが、この点は予算の関係もございましょうが、松山市といたしましても理事者も今日ここへきておりますが、市といたしましては、非常に要望いたしておりますので、是非ともこの 3 カ年計画というのを年次を短縮していただきたい。この点を強く松山市としても要望する次第でございます。

議第 379 号 温泉青果農業協同組合青果物卸売市場建築位置決定について

幹事：この青果市場の場所は、国鉄駅前から予讃線の鉄道にそってずっといきました竹原でございます。これは図面がございますので、ごらんいただきたいと思いますが、この図面上に点線で幅 20m の道路の位置が入れてありますが、この道路は 37 年度から松山市の事業として駅前の方からずっと拡張することになっております。この青果市場が出来ますまでに、この前へ道路が広がらないわけでございますけれども、その間はこの図面の下水道路敷の道路がございますが、当分の間、道路ができるまで、この道を使っても宜しいということ、松山市は許可をしておるのでございます。なおこの図面上の、ただ今申し上げました幅 20m の道路の中にはみ出してあります敷地の部分とこの図面の左手の方になるんでございますが、左手の上の方に東入口とございますが、それから鉄道踏切と書いてございますところの少し右手の出っ張った角を結ぶ線までのあいだが千舟町道路をずっと延ばしてきました線が都市計画街路に当たっておりますのでこの部分と先程申し上げました図面の道路にかかります部分を除いたわけでございます。なお現在の市場は説明書にもございますとおり町の中にございまして非常に混雑しておりますので、ここへ移転することは都市計画上から好ましいことであると考えております。

委員：この図面で見ますと、さきほど言われた道路計画があるんだということですが、それを点線に入れるわけにはいかないんですか。入れておかなくてもいいんですか。

幹事：先程申し上げましたように図面をお配りしたあと訂正したので、それをただいま口頭で御説明したので御了承をお願いいたします。

第 52 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 37 年 6 月 23 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	愛媛県警察本部長
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長

議事項目

- 議第 380 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 381 号 松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
- 議第 382 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について
- 議第 383 号 新居浜都市計画新居浜第一区土地区画整理事業計画に対する意見書について
- 議第 384 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

議第 380 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 2 号線及び 2 等大路第 2 類第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,1,2、松山駅前竹原線、松山市幸町 319 番地、松山市竹原町 122 番地の 1、（県道松山空港線）、20、951.8、計画決定の一部改良

Ⅱ,2,3、千舟町高岡線、松山市八代町 66 番地、松山市八代町 77 番地、20、194、計画決定の一部改良
別紙図面表示の通り

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度 約 2 割

昭和 38 年度	約 2 割
昭和 39 年度	約 1 割
昭和 40 年度	約 5 割

理由書

本路線はいずれも国鉄松山駅前に位し、本市の重要幹線街路でこれが改良工事の施行については予めから本市の懸案であり、特に最近のこの付近の発展の状況からも早急に完成させ激増する交通量を処理すると共に産業経済の面から大いに市の発展に寄与しようとするものである。

議第 381 号 松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

理由書

防火建築街区の指定を受け土地の合理的利用と環境の整備改善に資するために本案のように防火地域及び準防火地域を変更し、もって本市の健全な発展を図ろうとするものである。

なお本案による変更前後の防火地域及び準防火地域の面積は次の通りである。

	変更前の地積 (ヘクタール)	変更後の地積 (ヘクタール)
防火地域	6.92	10.48
準防火地域	207.99	204.43
計	214.91	214.91

議第 382 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

第一 松山都市計画公園中第 13 号清水公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積 (ヘクタール)、摘要】

13、清水公園、松山市清水町 1 丁目地内、約 0.31、児童公園、日陰棚、ブランコ、ベンチ、スベリ台、砂場、鉄棒、シーソー、水飲み場、便所

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度を次のように定める。

昭和 37 年度 10 割

議第 383 号 新居浜都市計画新居浜第一区土地区画整理事業計画に対する意見書について

新居浜都市計画新居浜第一区土地区画整理事業計画に対する意見書

【図面対象番号、意見提出者、意見の要旨】

1-1、1-2、〇〇町自治会 自治会長、

- 1 幹線道路新居浜駅東須賀線 (1,2,1 幅員 32m) の改良を区画整理事業で行うことは、地区内の負担が大きくなるので、単独県営事業として施行されたい。
- 2 幹線道路大江橋久保田線 (II,2,2 幅員 15m) の内昭和通りから敷島通り (II,3,11) までの区間、現在幅員 (約 7m) を拡幅する必要がない。
- 3 第 1 公園を市役所から武徳殿に至る区間の広幅員の緑道とし、第 2 公園を敷島通り (II,3,11) 北側に位置変更をし、第 3 公園は家屋のない所を選定して位置変更をする。
- 4 幹線水路は、現在のものを暗渠として道路として利用する。
- 5 新設道路は、6~4m と幅員を小さくする。6 既存施設の事業施行による変更を少なくする。

2-1、2-2、新居浜市 〇〇製造所、

- 1 社宅団地内に新設される区画街路の廃止。
 - 2 社宅団地内に新設される区画街路の位置変更。
- 3、新居浜市 ○○さん、
- 1 営業上広い敷地を必要としているから、宅地の減少について配慮願いたい。
 - 2 減歩の17%は、それほどの受益がないので負担できない。
- 4、高松市 ○○支店長、
- 1 敷島通り（Ⅱ,3,11）の北側拡幅は、根拠薄弱である。
 - 2 事業施行について換地及び補償には、該当者の意見を採択し不利益とならないようにすること。
- 5、旧新居浜地区農民 ○○さん外74名、
- 1 幹線道路新居浜駅東須賀線（1,2,1 幅員 32m）を一部買収して施行し、一部を区画整理事業で行うことは、農民の負担の増大となり整理施行に反対である。
- 6、新居浜市 ○○さん、
- 1 北側に幅員 6m の既設道路があるので、自己所有地を通る道路は必要なく考慮願いたい。
 - 2 最近購入した宅地が道路新設により使用できなくなる。
 - 3 道路の新設により住宅及び営農上必要な広場を失うこととなり困窮するので考慮を願いたい。
- 7、新居浜市 ○○さん、
- 1 17%の公共減歩が多すぎる。
 - 2 地区内の関係者が整理により平等に利益を得るよう配慮願う。
- 8、新居浜市 ○○さん、
- 1 第3公園予定地内にある家屋に住んでいるが、換地について不安があるので反対である。
- 9、新居浜市 ○○鉄工所、
- 1 工場が新設道路により二分される計画であるが、工場経営上二分されては操業できない。したがって、整理施行に反対である。
- 10、新居浜市 ○○さん、
- 1 道路拡幅により移転を要するクリーニング業であるが、道路の拡幅は必要がなく反対である。
- 11、新居浜市 ○○さん、
- 1 自宅前の道路幅 4.0m が 6.0m に拡幅される計画で、自宅の方へ拡張されるようになっているが、移転等の見地より反対側を拡幅する方が容易である。
- 12、新居浜市 ○○さん、
- 1 公共駐車場の設置を考慮されたい。
 - 2 第1工区を後回しとし、第2工区（本地区より西側）を先に施行することが交通緩和より見て必要である。
 - 3 敷島通り（Ⅱ,3,11）を 15m 幅に拡幅するよりも、これに平行な幹線を南側に選定し、幅員を 25～32m として東西の幹線道路とする。
- 13、新居浜市 ○○さん、
- 1 計画公園内に宅地、家屋があり、移転を要するので反対である。
- 14、新居浜市 ○○さん、
- 1 町内会長として1番に列記した要旨と大差ないので省略する。
- 15、新居浜市 ○○さん 外2名、
- 1 拡幅道路により移転を要するが、古い家を買って換地に合う家の新築を願いたい。

2 減歩は中止願いたい。換地は1箇所にまとめていただきたい。

16、新居浜市 ○○さん外1、1 前面道路が広いので安心して家を建てたが、別の道路の新設により移転を要することとなるので、移転に反対する。

17、新居浜市 ○○さん、

1 道路の拡幅により自宅が移転を要することになるが、ブロック構造が一部あるから移転が困難である。拡幅が必要であれば反対側を拡幅願いたい。

2 消防道路として南北線の道路を新設する必要がある。3 道路の拡幅をやめて現状にしていただきたい。

「別紙添付意見書参照」

議第384号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中2等大路第3類第11号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,11、新居浜港田之上線、新居浜甲572の2番地の地先、新須賀甲464の63番地の地先、(尻無川)、15、17.46、幅員及び延長の一部(新須賀橋梁のうち幅員6.75メートルの部分)

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の本事業は昭和37年度において執行するものとする。

会議録(幹事説明および質疑のみ)

議第380号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事:議案に書いてあります通り2等大路第1類第2号線と申しますのは、松山駅前から竹原線でございます、松山駅から竹原の方へ向けまして現在の2級国道松山高知線に当たるのでございます。次の2等大路第2類第3号線というのは千舟町高岡線でございます、現在の千舟町通りの延長でございます。いずれも幅員は20mでございます。竹原線につきましては、松山駅前から三番町筋に出ます街路は出来上がったのでございますけれどもそこで行きづまりになっております。最近この方面に青果市場が出来まして、だんだん発展しております。で早急に、これを抜くことが必要なんでございます。千舟町高岡線も先の方が途切れておりますのでこれを竹原線に接続しようとするものでございます。これによって交通量の緩和になると考えられるのであります。事業年度割は37年度から4カ年で仕上げるという計画でございます。

議第381号 松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

幹事:この図面がございまして、お手元のこの図面の通り現在までの防火地域は道路に沿いまして幅員11mの帯のような形に決定してございまして、今回防火建築地域の指定を受けまして湊町筋を整備することになりました。そのためには、防火地域でないといけなくなっておりますので、このような長い帯状になっておりますものを、一つの区間ごとの防火地域に変更いたしたいと存じます。そのために防火地域の面積が増大いたしまして反面準防火地域の面積が減少いたしておるのでございます。

議第 382 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度の決定について

幹事：これはこの図面にもございますように伊予鉄の城北線に沿いまして緑色でございますが、清水公園でございます。これは松山市の戦災復興土地区画整理として打ち出されました公園でございます、これも国の補助を得られることになりましたので、37 年度で整備しようとするものでございます。この整備の内容につきましては児童公園でありまして、ここに書いてあります通り日陰棚、ブランコ、ベンチ、スベリ台、砂場、鉄棒、シーソー、水飲み場、便所というように児童公園としてふさわしい子供の遊び場を作る計画でございます。

議第 384 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：これは現在新居浜市が執行しております敷島橋の延長線上にあります尻無川にかかっております新須賀橋でございます、これは尻無川の改修当時にかかけました木橋でございます、相当年月もたちまして老朽いたしております。せっかく敷島橋が出来上がりましてこれがために効用を発揮しないのであります。今年度国の補助を得ることになりましたので、幅員の一部を実施することになっておりますので、よろしく願いいたします。

議第 383 号 新居浜都市計画新居浜第一区土地区画整理事業計画に対する意見書について

幹事：本件は新居浜市の土地区画整理事業に関する内容でございますが、先般の都市計画審議会におきまして決議し、37 年 3 月 7 日付で都市計画として実施するという告示をしております。まず最初に土地区画整理事業を実施します場合には、施行地区と事業計画を決めることになっております。事業計画につきましては施行地区の区域と設計の内容、資金計画というようになっております。それからお手元に差し上げておりますガリ版刷りの土地区画整合法の抜粋がございますが、この 55 条に事業計画を定める場合には関係者に縦覧いたしまして又その事業計画の写しを知事に送付することになっております。その期間に利害関係者から意見があれば、その意見書を知事に提出することができることになっております。その意見書が出ました場合には、知事は都市計画審議会にその意見を付議しなければならないことになっております。それを都市計画審議会におきまして採択すべきだと議決した場合には事業計画を施行する施行者に対しまして必要な修正を加えることを明示しなければならないことになっております。採択すべきでないと議決した場合にはその旨を意見書を出された方に提示しなければならないことになっております。本議案に着きましたはこの第 55 条によりまして本都市計画審議会に付議されたわけでありまして、それから意見書については厚い複写したものがありますが、これは写しでございます。相当長いものもありますので、特に要旨と思われる点をお手元にお配りしております。それからお手元に図面を差し上げておりますが、この図面に番号を打っておりますがこれはこの議案書に書いてあります番号と同じでございますので両方を参照していただきたいと思っております。それでは番号順に説明申し上げます。図面の方の 1 の 100 さんの意見書でございます。内容をかいつまんで申し上げますと、幹線街路新居浜駅東須賀線の改良を区画整理事業で行うことは、地区内の負担が大きくなるので単独県営事業として施行されたいというものであります。これは現在都市計画街路事業として県事業として実施しておりますが、この事業を区画整理事業としてやると、この土地の分を地元で負担しなければならないのでこの部分を除いて県単事業でやってもらいたいという意味だと思っております。それにつきましては、お手元に配布してございますものをご覧いただきたいと思っております。県の意見としては、幹線街路 I,2,1 号線の拡張に要する用地は区画整理区域内の土地所有者が負担することになっておりますが、これを負担する半面「街割り」を整備する等の局部的利益を受けるので、この受益よりすると過大な負担とは考えられないのであります。他都市で施行した区画整理の例からみましても、本地区の平均減歩率は中等的な位置であります。ま

たこの I,2,1 号線を県事業として施行する場合には区画整理事業に対しまして、国の補助はなくなり、「街割り」の整備は現在の状況ではできないことになるわけであります。

それから 2 番目は幹線街路大江橋久保田線の内、昭和通りから敷島通りまでの区間現在幅員を拡幅する必要がないということですが、これにつきましては幹線街路大江橋久保田線の一部幅員を、前後を拡幅して中間のみ拡幅しないということでは今後の発展に支障を生ずるのではないかという意見でございます。

それから 3 番目といたしましては、第一公園を市役所から武徳殿に至る区間の緑道として、第二公園は、これは敷島通りでございますが、これは敷島通りの喜多川に持って行った方がいいのではないかとということでございます。それから第三公園はその中に家屋がございますので家屋のない所へもっていった方がいいのではないかとというような意味であると思えます。これに対しまして公園は 3 か所に配置することになっておりますことから、この配置については大体適当であると考えます。しかし事業の進捗にとまらぬままに、やむをえない不都合が起きた時は別でございますが、現状の段階としてはこのまま計画を進めるべきであると考えております。

それから 4 番目は、幹線水路は、現在のものを暗渠としてふたをし、道路に利用した方がいいという御意見でございますが、これにつきましては幹線排水路は出来る限り、地下暗渠として道路幅員の中に入れる方針で計画されております。

5 番目は、新設道路は 6~4m と幅員を小さくするということですが、これにつきましては 4m では自動車の離合が困難であるから幅員 6m を標準にいたしまして 4m は最小限度に止めているということでございます。

それから次は 2 の図面の 2 の 1 でございますが、これは〇〇製造所からの意見書でございます。これは社宅の中へ街路を新設するのをやめてほしいということでございます。そしてその区画街路の位置を変更してもらいたいということですが、これに対しましては、社宅は新居浜市街地の商業の中心地の近辺でございますので、今後も商業地区として発展するものと思われまますので社宅分だけを特別に社宅であるからというだけで扱うということは周囲の状況からいたしましても困難であると思っております。

それから 3 番目の〇〇さんの分でございます。これは営業上からいいましても広い敷地を必要とおるから宅地の減少に着いて配慮してもらいたい。こういう意見でございます。それから全体的に減歩の 17% というのは、それほど利益がないので負担できないというものでございますが、これにつきましては、1 の方につきましては、換地については、関係者の選出した委員によりまして構成いたします土地区画整理審議会が審議することになっております。2 につきましては区画整理によります公共施設の改善によりまして地区内の土地は減歩を受けるのでありますが、全国的に見てそう過大な負担ではありません。区画整理の減歩は受益の程度によって減歩されるのでございまして、不利益を受けるのに減歩を課するものではないということでございます。それから 4 番目の〇〇さんの御意見は敷島通りに面しているところでございます。ここの北側拡幅は根拠が薄弱であるということでございます。2 番目は事業施行について換地及び補償には該当者の意見を採択し不利益とならないようにしてもらいたいというものであります。これは敷島通りを北側に拡幅する計画は昭和 14 年に都市計画街路として決定しておりますので、現状ではこれを変更する必要は認められないということでもあります。それから換地につきましては、先程申しあげました通り関係者の選出した委員によって構成されております土地区画整理審議会に意見を聞くことになっております。それから次に番号がございませんが〇〇さん他 74 名の農民の方の御意見でございますが、これは全般的でございますので図面に決まるわけに行きませんので番号をうってありません。これは幹線街路新居浜駅東須賀線を一部買収して施行をして一部を区画整理事業で行うことは農民の負担の増大となり整理施行に反対である

というものであります。これに対しましては、幹線街路 I,2,1 号線の拡張に要する用地は区画整理区域内の土地所有者が負担することになっておりますが、この負担の半面街割りを整備することによって局部的利益を受けるからこの受益よりすると過大な負担とは考えられないのであります。他の都市でやっております区画整理の例からみましても、本地区の平均減歩率は中等的なものであると考えます。またこの I,2,1 号線を県の事業として施行いたします場合には区画整理事業に対する国の補助はなくなり、街割りの整備はできないのであります。この事業は農民だけに犠牲を要求するものではないのでございまして、公共施設用地の負担は地区内の土地所有者が負担することになるのであります。事業費や補償費は国及び市の負担になるのであります。

それから 6 番目の〇〇、〇〇、〇〇さん 3 人の意見書でございまして、〇〇さんの場合図面をご覧くださいればわかりますが、北側に幅員 6m の既設道路があるので自己所有地を通る道路は必要ないというものであります。それから〇〇さんのは最近購入した宅地が道路新設によって使用できなくなるというものであります。それから〇〇さんの御意見は道路の新設によって住宅及び営業上必要な広場を失うことになり困窮するので考慮してほしいということであります。これらにつきまして、〇〇さんにつきましては道路新設によって残土地の利用価値が減少するよりも袋地になっている奥の土地の利用価値が増すから、北側の道路の間隔も適当と考えられない、ということであります。〇〇さんの御意見につきましては道路の潰地となっても換地が交付されるので、より良好な環境の宅地として利用できる見込みであるというものであります。3 番目の〇〇さんの御意見には敷地は若干せまくなるが換地が交付される見込みであるという県の意見であります。

それから 7 番目の〇〇さんの御意見であります。これは 17%の公共減歩が多すぎる、それから地区内の関係者が整理により平等に利益を得るように配慮をお願いするというものであります。

次に 8 番目の〇〇さんの御意見であります。これは第 3 公園の予定地内にある家に住んでいるけれども、換地について不安なので反対であるというものであります。これについては第 3 公園計画地であるから移転を要することになるけれども区画整理は地主と借地権者との権利関係には変更を加えるものではない。又移転の為の必要経費は補償するものである。こうなっております。

9 番目の〇〇さんの御意見でありますが、これは工場が新設道路によって二分される計画であるが工場経営上二分されたのでは操業できないので整理施行に反対であるというものであります。これにつきましては、道路の為に工場敷地が二分されましても、そのために工場は道路に面することになり敷地についても換地によって一団地に交付することも可能と思われるし、換地については関係者の選出した土地区画整理審議会が審議するものであるということであります。

それから次の 10 番であります。〇〇さんの御意見であります。道路拡幅によって移転を要するクリーニング屋さんでありますが、その必要がないので道路の拡幅には反対であるというものであります。これにつきまして道路の拡幅は市の将来を考えて決定したものであり、営業上必要がないからといって拡幅に反対せられても、拡幅を中止することはできないというものであります。また物干し場については関係者の選出した土地区画整理審議会が審議することになっている制度であります。

11 番〇〇さんの御意見は自宅前の道路の幅が 4m だから 6m に拡幅されるということで自宅の方へ拡張されるようになるけれども、移転等の見地から、反対側を拡幅する方が容易であるというものであります。これにつきまして北側に拡幅するとすれば東側の道路と食い違いを生ずることになるから北側にも支障物があり移転を要するのでこの計画で適当と思われるということであります。

それから 11 番の次の〇〇さんの御意見は全般的な御意見でありますので、番号をつけてないわけですが、1 として公共駐車場の設置を考慮されたいという御意見であります。2 番目は第 1 工区を

後回しにし、第2工区を先に施行することが交通緩和よりみて必要じゃないかというものでございます。3番目は敷島通りは15mに拡幅するよりもこれに平行な幹線を南側に幅員を25～32mとして東西の幹線道路とするというのでございます。4番目として別紙に書いてございますが民有地の減歩を行わないこと、及び幹線道路、公園による減歩を除外すること、これが追加の分の意見でございます。これらにつきまして駐車場については必要ではあるけれども土地区画整理の制度では駐車場を公共用地として認められないので別途事業として行うを要するという事です。それから2番目については第1工区はまだ空地が多いが区画整理事業は今後の市街化に備えるという意味もございまして、事業の資金の効率的な意味も強いので第1工区から着手したものでございます。

交通問題につきましては別途街路事業によりまして通勤交通を緩和する方法をとっております。3番目の敷島通りをやめて幹線道路を作るということでございますが、これはこの地区は将来新居浜の中心地区となることが予想されますので通過交通については、中心地区を流れないような路線を研究する必要があります、高速道路についても、この区画整理事業と別に考えられるべき問題であると考えております。それから減歩については街割りを整備する等の受益ありますし、他都市の例よりみても、過大な負担とは考えられないということでございます。

それでは次に13番目の〇〇さんの御意見でございます。これは計画公園の中に宅地があるので移転を要するので反対であるというものでございます。これにつきましては第3公園計画地にあるから移転を要することになるが、敷地は買取せられるものではなくて、面積は多少狭くなくても換地が交付せられるので行先には困らない、移転については必要経費は補償するものであるということでございます。

それから14番の〇〇さんのご御意見でございますが、これは1番の時に述べておるとほとんど大差ないので省略いたします。

15番目の〇〇さん他2名のご御意見ですが、拡幅道路により移転を要するが古い家を買って換地に合う家を新築してもらいたいということと、2番目は減歩は中止して換地は1か所にまとめていただきたいというのですが、これにつきましては、土地が若干減少することは先程申し上げました通りやむを得ないのでありまして、減歩が過大であるとは思えないのであります。換地につきましては、関係者の選出した土地区画整理審議会が審議し、移転については、市と交渉する制度でございます。

それから16番の〇〇さん他の御意見ですが、図面では敷島通りの北側の道路でございますが、この前面道路が広いので安心して家を建てたが又別の道路が出来るので移転を要することになったわけでありまして。そこでその移転に反対するというものですが、これにつきましては家屋が新設道路にかかるけれども、道路を他に付替えることも新設することもできない状況でありまして換地へ移転するための必要経費は補償するというのでございます。

それから17番目の〇〇さんの御意見は、道路の拡幅により自宅が移転を要することになるけれども、一部ブロック構造があるから移転が困難である。拡幅が必要であれば、反対側を拡幅してもらいたいということと、2番目は消防道路として南北線の道路を新設する必要がある、それから3番目は、道路の拡幅を止めて現状のままにしていいただきたいというものでございます。これに対しましては、北側に拡幅すれば東側の道路と食い違いを生ずるし、北側にも支障物があるのでこの計画で適当である。それから消防用道路は建設費に比較して効果が薄いというように考えております。以上で説明を終わります。

委員：新居浜市の発展のテンポから考えまして本区画整理案はすでに時期遅しの感がいたしております。過去の10年は今後の1、2、年に匹敵いたしますので、この計画案については賛成いたします。但し、先程来説明のあった通り当該地区住民の理解もまだ十分でないことを勘案いたしまして今後十分話し合いを持ち、実施段階にいたるまでには弾力性をもたせるようご考慮をお願いしまして本案に賛成いたします。

委員：委員の意図には賛成であります、大体 17 件の中にはほとんど減歩率の問題が出ておったと思いますが、今の計画では国が 1 億 5 千万、市が 1 億 5 千万、県が 5 千万ということですが、県道堺筋線を県がやるとしたら 1 億になんなんとする費用が要るのであり、その点はどう考えておるのか。東予では相当な県税があるにもかかわらず、県事業は僅少ではないかと思えます。そういう点で県はもっと考慮すべきではないか。この点、土木部長である会長代理はどう考えておられますか。

会長代理：今意見書について逐一説明いたしました通り意見書にそってやるべきことはやる点があると思えますし、減歩、換地あるいは補償については、できるだけやるということでございますので、原案通りやらしていただいて意見書のある意見については善処するというところで行きたいと思っております。

委員：私が了解しておるのは、現在はこの意見書に対する討議の過程にあると思うのでございます。しかるに、先程新居浜の方から賛成だという意見も出ておりますが、これにはちょっと時期が早いという感じがいたします。従ってこの意見書に対してわれわれがどう判断するか、そして県の見解に対して、いわゆるこの議案をどうするかというように進めて戴きたい。

委員：私の意見としては、地元の方から相当多くの意見が出されておりますが、これは区画整理をやります場合、私どもの経験でもたびたび起こる問題であります、承りますと土地がたくさん減る、あるいは家を移転しなければならないというような意見が相当あるように思えます。これはどこでも起こっている問題であり、避けるわけにはまいりませんが、こういう計画をすることによって、いろいろ不公平があるという意味の御意見がほとんどであり、土地所有者から考えればごもっともなことであります。しかしながら市においても十分研究された上で区域を決定されたと思えますが、公共事業をやる場合には公平にしなければならないのが原則です。ですから私は区画整理は結構なことであり、どんどんやらないかぬと思えますが、これには必ず利害関係が起こってくるのは当然であり、非常に複雑なわけです。しかし、我々の経験からいってもそうむづかしいものではない。区画整理をやればどこでも土地は値上がりしております。これはやってそう損のいくものではない。だから専門家もやってやりがいのあるものだと言っております。しかしながら何と言っても当該者の納得がなくてはできません。そこで話し合いをして納得してやったらよいと思えます。私はそういう意味ではまだ研究の余地が残っているように思うんですが。

委員：委員の心配されるような点もごもっともだと思います。区画整理はなかなか簡単に行かない問題でありますので市の理事者としても、利害関係者とは実施する段階には十分納得のいくように話し合いの上でやるという覚悟は持っておるようではありますが、もし困難な状態になっても、県としてはひとつ弾力性のあるご援助をお願いして本案に賛成したいと思えます。

委員：最後に意見とお尋ねを 2 点ばかりしたいと思えます。私が若いころは繁本、徳常、若水あたりは家が一軒もなかった。それがだんだんと土地を求め生活設計をしてあれだけの多くの世帯数になったと思うんです。私は区画整理については原則的に賛成なんです。しかし余りにも事務的に物事を進め過ぎて十分地元の意見を聞くことがなされていないのではないか、そのことが結局こういう意見書になって現れてきたと思えます。ですからそういう意味で、これから精力的に十分な話し合いをしてもらいたいというのが私の意見です。次にお尋ねの第 1 点は、この意見書にもあるように、正直者がばかを見ることにならないようにすべきだと思います。仄聞するところによると、結局 600 世帯に中で大体 8 割位が該当すると思えますが、該当しない地区の方も結局 17%の負担をするというように聞いておりますが、この事業計画について承りたい。それから他都市の例にならって区画整理審議会の委員に農耕者の代表を入れる意思があるかどうか。第 2 点は、1 回審議会にかかったら 2 回審議会にはかからぬというように受け取っております。その過程において若干変更があった場合、弾力性があるのかどうか、以上 2 点について納得できれば、本案に着いて賛成したいと思えます。

委員：委員が答弁するのは、ちょっと法的におかしいとは思いますが、理事者でございますので、発言をお許し願いたい。ただ今の御質問でございますが、区画整理審議会の委員のメンバーには、土地所有者と、その上にある権利者が集まって選挙をして決めるわけです。従って今真鍋委員の申されましたように、あの人の人を入れるということは、私たちではできず、地区民の意識によって決まると思います。ただしそのうちで、学識経験者を1人か2人入れる必要がありますので、この方については市長の権限になると思います。それから2点の弾力性の問題ですが、これは原案を変更するとか、修正するというだけでなく、まず事業計画書を知事に送付し、知事から認可をいただくわけであります。その前に知事は建設大臣の設計認可をとらなければ許可できないわけです。また先程来いろいろお説のありましたように地元関係者、土地所有者並びに借地権者の方々の協力がなくてはできないし、又宮内委員のおっしゃったように、納得がない限り理事者としても普通のいき方ではできないのであります。国、県、市それから土地所有者、借地権者の5者が一体となって推進力となりますので、その施行の過程におきましては、区画整理審議会が推進力となるのでございます。従って御意見の通り、そこに弾力性は十分発揮しようと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

委員：意見書にも出ていたように県道堺筋線は、この区画整理をすることによって、その費用を地元で負担するという印象を受けておりますが、県道はあくまで県がやるべきだという強い住民の意見があるが、その点どう考えておりますか。

会長代理：それをはずすと、国の補助をもらえなくなり、区画整理事業として成り立たぬのです。

委員：それはさっきも説明があり知っておりますが、県として別個の考えを持っておるのではないかといいことを聞いておる。

委員：先程の私の質問に対して会長代理である部長さんの十分考慮するという言葉で尽きておると思えます。そういうことで各委員さんが言われたように弾力性をもって県の方も支援していただくということでピリオドを打たないかぬのじゃないかと思えます。

委員：区画整理事業ということになりますと、新居浜に限らずどこにおいても難しい問題がおきています。本件についても事前に十分打ち合わせができてなかったということにつきると思えます。だから直接利害関係のある方々が、非常に疑惑を持って、反対するという向きもあるのじゃないかと思うのでございます。また疑惑を抜きにしても、個人の利害関係という立場において、やはり反対しなくてはならない立場にある人もあるのでございます。そういう人たちの意見がここに出ておまして、われわれとしては、これは間違いだということはいえないのでございます。ところがここに付議されておるのは、この意見をとるかとならないかということなんです。それでこれを取らぬということになればどうしてとらぬのかということになる。これに対する県の見解を見るとなんぼか解決を与えるものが出ておるように思うのでございますが、しかしながら区画整理を本当に実のあるものにするには、まだまだ工夫の余地が残っておるというふうに考えます。それが簡単に解決がつくであろうという見込みが立てば、われわれとして成否を直ちに決定すべきであると思えますが、この辺に対する見解を承りたい。それからもう一つは、区画整理はその地区の犠牲においてやるか、地域住民全体の犠牲においてやるかということになると、やはり住民平等の負担でなくてはならないと思えます。そのような場合に特に負担が大きくなるものに対しては、地域民がこぞってこれに対する補償を負うかどうか。あるいは国、県、市町村が負担するかこの辺に対する御見解を承りたい。

会長代理：第2番目の実際損失のあるところでは補償するのが原則でございます。第1番の御質問はケースバイケースという線がいいんじゃないかという考えでございます。時間も非常にたちましたので一応これで383号議案に対しまして採決すべきでないという議決には異存があらましようか。

委員：私は意見書は、取り上げておるというふうに解釈している。そのうえでケースバイケースで努力す

るというように受け取っておるんですが。

会長代理：そういう意味で意見書は採択すべきではないという議決に異存はありませんか。

委員：この意見書を認めれば、区画整理に反対するという結論になるんです。ところが、この意見書は認めないで、県の見解、又市の方の見解の発表がありました。これで裏付けできるということになれば、この意見書は認めないという形にして、区画整理は従来通り進めるということになるんでしょう。

会長代理：そうです。

委員：私は、先程も申しましたように、話し合いをすれば必ず解決できる問題であると考えます。これは延ばしていけばいくほど、むつかしい問題が出てくると思います。できれば早く着手するのがいいと思いますが、それにはもっと地区民が納得する方法をとらなければならない。反対があっても押し切ってやるというんなら別ですが、今日の時勢ですから、やはり実際に仕事をやる人が、法律や規則に準拠してやらなければいけない問題だと思います。という意味で一応保留していただきたい。

委員：私は、意見書は意見書として採択してもらって、市の担当者が気長く折衝して納得の上でやってもらいたいと思います。不採択はいかんですよ。

委員：委員、委員が、いろいろ申されておりますが、この意見書の19件は、大体減歩がいかん、県道は県がやるべきではないかというような意見がほとんどなんです。それに対して私が質問したら善処するというので話が付いておりますので、もしこれを採択すればこの区画整理の計画はだめになり、1年か2年先になる。今後実施段階までには国、県、市で話し合いもしました理事者の方では、十分PRして地区民の納得の上でたってやるということで進めてもらいたいと思います。

会長代理：それではこれで意見を打ち切りまして採決に移りたいと思います。383号議案を不採択にしたいと思いますが、御異存ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

それでは不採択と決定いたします。

第 53 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 37 年 9 月 15 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	愛媛県警察本部長
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5 名
同	吉田町長
同	吉田町会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長

議事項目

- 議第 385 号 八幡浜都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 386 号 新居浜都市計画公共下水道並びに同公共下水道事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 387 号 西条都市計画街路並びに同街路事業の変更について
- 議第 388 号 壬生川都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 389 号 吉田都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割の決定について

議第 390 号 松山都市計画緑地事業及びその執行年度割の決定について

議第 391 号 今治都市計画公園の変更及び追加について

議第 385 号 八幡浜都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

第一 都市計画下水道を次のように変更する

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

第 1 排水区、34.316、大黒町 1 丁目～5 丁目、千代田町、天神通、沖新田、仲之町、堀川町、戎町、
新町 1 丁目～5 丁目、海老崎、須賀ノ町、浜ノ町、下道、田中町、本町、片山町、矢
野町 4 丁目～7 丁目、旭町、昭和通りの一部、
桜小路、旧役場通り、新開地通り、船場通り、棧橋通り

第 2 排水区、41.505、矢野町 1 丁目～3 丁目、東矢野町、清水町、松陰町、花小路、浜田町、大正
町、江戸岡、駅前通り、昭和通りの一部、桧谷、松柏

第 3 排水区、.111、大谷口、栗の浦

第 4 排水区、12.220、古町、広瀬

第 5 排水区、13.505、大平の一部、西近江屋町、東近江屋町、幸町、松本町、喜多町、白浜通り、
裁判所通り

第 6 排水区、11.277、向灘、高城の一部、中浦、大内浦、杖の浦の一部

計 119.932

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、】

第 1 排水区、主要幹線、大黒町 3 丁目 1526 番地地先、田中町 67 番地地先、600～1,500、約 865.0
主要幹線、大黒町 1230 番地地先、船場通 107 番地地先、450～900、318

主要幹線、大黒町 3 丁目 1526 番地地先、新町 266 番地地先、1,500～1,200×1,200、322
その他、 300～450、6,396.0

小計 7,901.0

第 2 排水区 主要幹線、本町 1335 番地地先、松柏 982 番地地先、700～1,500、約 1542

主要幹線、東新川 1254 番地地先、矢野町 822 番地地先、400～1,000、約 356

その他、 300～350、5,196.0

小計 約 7,094.0

第 3 排水区 主要幹線、栗の浦 256 番地地先、栗の浦 217 番地地先、600、約 64

主要幹線、栗の浦 268 番地地先、栗の浦 101 番地地先、500、約 65

その他、 300～450、1,093

小計 約 1,223

第 4 排水区 主要幹線、矢野町 1357 番地地先、古町 1036 番地地先、450～1,000、約 635

その他、 300、約 1,759

小計 約 2,394

第 5 排水区 主要幹線、白浜 1579 番地地先、大平 1～831 番地地先、600～900、約 442

主要幹線、白浜 1579 番地地先、大平 1～782 番地地先、500～4.4×2.0（メートル）、約 317

その他、 300～450、約 2,683

小計	約 3442
第 6 排水区	主要幹線、向灘 3081 番地地先、高城 3067 番地地先、600～700、約 72
	主要幹線、向灘 3024 番地地先、向灘 3024 番地地先、500～600、約 45
	主要幹線、向灘 3088 番地地先、向灘 3088 番地地先、600～900、約 133
	その他、300～500、約 1,988
小計	約 2,238
計、	約 2,4292

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、断面（ミリメートル）、摘要】

第 1 排水区、朝夕橋、大黒町 3 丁目 1526 番地地先、1,500

第 2 排水区、1、本町 1335 番地地先、1,500

第 3 排水区、6、栗の浦 268 番地地先、500

第 3 排水区、2、栗の浦 256 番地地先、600

第 4 排水区、7、矢野町 1357 番地地先、1,000

第 5 排水区、8、白浜 1579 番地地先、4,400×2,000

第 6 排水区、3、高城 3081 番地地先、700

第 6 排水区、4、中浦 3024 番地地先、600

第 6 排水区、5、大内浦 3088 番地地先、900

4 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第 1 排水区、朝夕橋、大黒町 3 丁目 1526 番地地先、0.48、能力 90 立方メートル、口径 800
ミリメートル、100 馬力 1 台、能力 34.8 立方メートル、口径 500 ミリメートル、40
馬力 1 台、揚程各 2.7 メートル

第二 昭和 33 年建設省告示第 163 号八幡浜都市計画下水道事業を次のように変更する。

1 排水区域及び面積区域

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

第 1 排水区、18.720、大黒町 1 丁目～5 丁目の一部、千代田町の一部、仲之町、堀川町、戎町、新
町 1 丁目～5 丁目、海老崎、須賀ノ町の一部、浜ノ町、本町、片山町、矢野
町 4 丁目～7 丁目の一部、旭町の一部、昭和通りの一部、
桜小路、旧役場通り、新開地通り、栈橋通り、

第 2 排水区、39.273、矢野町 1 丁目～3 丁目の一部、東矢野町、花小路、浜田町、江戸岡、駅前通
り、昭和通りの一部、桧谷の一部、松柏の一部

第 3 排水区、7.111、大谷口、栗の浦

第 4 排水区、12.220、古町、広瀬

第 5 排水区、9.798、大平の一部、西近江屋町、東近江屋町、幸町、松本町、喜多町、裁判所通りの
一部、白浜通り的一部分

第 6 排水区、9.765、向灘、高城の一部、中浦、大内浦、杖の浦の一部

計 96.887

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第 1 排水区、主要幹線、船場通り 106 番地地先、船場通り 107 番地地先、450、約 37.0	
主要幹線、大黒町 1526 番地地先、新町 266 番地地先、1500～600、約 226	
その他、	300～450、約 4823
小計	約 5086
第 2 排水区、主要幹線、本町 1335 番地地先、松柏 982 番地地先、700～1500、約 1542	
その他、	300～350、788
小計	約 2330
第 3 排水区、主要幹線、栗の浦 256 番地地先、栗の浦 217 番地地先、600、約 65	
主要幹線、栗の浦 268 番地地先、栗の浦 101 番地地先、500、約 65	
その他、	300～450、1093
小計	約 1223
第 4 排水区、主要幹線、矢野町 1357 番地地先、古町 1036 番地地先、450～1000、約 635	
その他、	300、約 1759
小計	約 2394
第 5 排水区、主要幹線、白浜 1579 番地地先、大平 1～831 番地地先、600～900、約 342	
その他、	300～500、約 2600
小計	約 2942
第 6 排水区、主要幹線、向灘 3081 番地地先、高城 3067 番地地先、600～700、約 72	
主要幹線、向灘 3024 番地地先、向灘 3024 番地地先、500～600、約 45	
主要幹線、向灘 3088 番地地先、向灘 3088 番地地先、600～900、約 133	
その他、	300～600、約 1648
小計	約 1898
計、	約 15873

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、断面（ミリメートル）、摘要】

- 第 1 排水区、朝夕橋、大黒町 3 丁目 1526 番地地先、1500
- 第 2 排水区、1、本町 1335 番地地先、1500
- 第 3 排水区、6、栗の浦 268 番地地先、500
- 第 3 排水区、2、栗の浦 256 番地地先、600
- 第 4 排水区、7、矢野町 1357 番地地先、1000
- 第 5 排水区、8、白浜 1579 番地地先、4400×2000
- 第 6 排水区、3、高城 3081 番地地先、700
- 第 6 排水区、4、中浦 3024 番地地先、600
- 第 6 排水区、5、大内浦 3088 番地地先、900

4 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 第 1 排水区、朝夕橋、大黒町 3 丁目 1526 番地地先、0.48、能力 90 立方メートル、口径 800
ミリメートル、100 馬力のディーゼル 1 台、能力 34.8 立方メートル、口径 500 ミリ
メートル、40 馬力のディーゼル 1 台、揚程各 2.7 メートル

第三 昭和 37 年建設省告示第 532 号八幡浜都市計画下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 32 年度から昭和 36 年度まで	約 3 割
昭和 37 年度	約 1 割
昭和 38 年度	約 1 割 3 分
昭和 39 年度	約 2 割 9 分
昭和 40 年度	約 1 割 8 分

理由書

市街地の著しい発展に伴い、排水区域を拡張し市の発展に寄与しようとするものである。

議第 386 号 新居浜都市計画公共下水道並びに同公共下水道事業及びその執行年度割の変更について

第一 昭和 36 年建設省告示第 342 号新居浜都市計画公共下水道を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

東町排水区、43.881、東町、西町、中須賀、西原町

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

東町排水区、主要幹線、第一幹線、新居浜甲 450 番地、金子甲 451 番地、250～1,350、約 2,013
その他、新居浜甲 450 番地、金子甲 451 番地、250～600、約 9,343

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、管径・管断面、摘要】

東町排水区、1、新居浜市金子甲 451 番地先、直径 360、500、700
2、矩形渠 1.5m×1.5m

4 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

東町排水区、1、東町ポンプ場、新居浜市金子甲 451 番地先、0.1、ポンプ 360mm×15KW×2 台(汚水用)、ポンプ 500mm×40 馬力×2 台(雨水用)、ポンプ 700mm×50 馬力×1 台(雨水用)、ポンプ 700mm×95 馬力×1 台(雨水用)、

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 36 年建設省告示第 342 号新居浜都市計画公共下水道を前項の計画のとおり変更する。

第三 本事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度	約 4 分
昭和 36 年度	約 8 分
昭和 37 年度	約 9 分
昭和 38 年度	約 2 割
昭和 39 年度	約 2 割 9 分
昭和 40 年度	約 3 割

理由書

ポンプ場予定附近の用地の取得が困難となったので埋立地にポンプ場を設けるよう変更すると共に執行年度を 2 カ年延期して執行しようとするものである。

議第 387 号 西条都市計画街路並びに同街路事業の変更について

第一、西条都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 3 号線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】
2,2,3、国道西条港線、大町加茂新地 1209 番地、樋之口八丁 453 番地、(神拝、明屋敷)、15、2,870、線形変更
ただし、起点、神拝甲 132 番地、11、720
樋之口八丁 453 番地、広場約 2,700 平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 31 年建設省告示第 826 号西条都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】
2,2,3、国道西条港線、大町加茂新地 1209 番地、樋之口八丁 453 番地、(神拝、明屋敷)、15、2870、線形変更
ただし、起点、神拝甲 132 番地、11、720

「別紙図面表示の通り」

理由書

土地をより合理的に利用し、かつ工事費の節減及び工期短縮を図るため本案のように変更するものである。

議第 388 号 壬生川都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、壬生川都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 3 号線を 2 等大路第 2 類第 2 号線に改め、同路線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】
Ⅱ,2,2、三津屋壬生川中学校線、大字三津屋 655 番地、大字周布 217 の 1 番地、(大字北条)、16、1400、幅員拡大
ただし、大字北条 1650-1 番地、大字北条 1649-1 番地、16~19、20
大字北条 1649-1 番地、大字周布 334-1 番地、19~23.5、280、
立体交差橋梁区間は幅員 11.5 メートル
大字周布 334-1 番地、大字北条 1631-1 番地、16~19、20

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画の中次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】
Ⅱ,2,2、三津屋壬生川中学校線、大字北条 632-1 番地、大字北条 1600-1 番地、(大字北条)、16、
423、計画延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第三 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度	約 3.5 割
昭和 38 年度	約 6.5 割

理由書

臨海工業地帯の造成計画にともない、既存の計画では今後の交通需要に応じられないので、計画幅員を拡大するとともに、改修した国道に取り付けるため延長の一部を都市計画事業として執行するものである。

議第 389 号 吉田都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割の決定について

第一 吉田都市計画都市下水路を次のように定める。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員(メートル)、延長(メートル)、排水区域(ヘクタール)、摘要(メートル)】

橋北下水路、東小路甲 175 番地地先、東小路甲 80 番地地先、(東小路、西小路)、1.6~1.8、約 500、15.19、0.9×1.12

橋北下水路、東小路甲 70 番地地先、東小路甲 70 番地地先、(東小路)、1.6、約 25、7.61、0.6×0.92
ただし、ポンプ場、東小路甲 175 番地地先、約 135 平方メートル、32 立方メートル/秒
遊水地、東小路甲 175 番地地先、約 1500 平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とする。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員(メートル)、延長(メートル)、排水区域(ヘクタール)、摘要(メートル)】

橋北下水路、東小路甲 175 番地地先、東小路甲 80 番地地先、(東小路、西小路)、1.6~1.8、約 500、15.19、0.9×1.12

橋北下水路、東小路甲 70 番地地先、東小路甲 75 番地地先、(東小路)、1.6、約 25、7.61、0.6×0.92
ただし、ポンプ場、東小路甲 175 番地地先、約 135 平方メートル、32 立方メートル/秒

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度 約 4 割 9 分

昭和 38 年度 約 5 割 1 分

理由書

当市街地内の在来開渠は配置、規模ともに不規則であり、かつ河床が高く、潮汐の影響も受けるため降雨期には氾濫し、平時は汚れ、停滞し、環境衛生上憂慮すべきものがあるので、本計画の通り都市下水路を整備し、もって都市環境の整備を図るものである。

議第 390 号 松山都市計画緑地事業及びその執行年度割の決定について

第一 松山都市計画緑地中第 1 号石手川緑地を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積(ヘクタール)、摘要】

1 石手川緑地、松山市石手川官有地、16.2

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 37 年度 約 2 分

昭和 38 年度 約 3 割 2 分

昭和 39 年度 約 1 割 9 分

昭和 40 年度 約 2 割

昭和 41 年度 約 2 割 7 分

議第 391 号 今治都市計画公園の変更及び追加について

今治都市計画公園中第 3 号御厩公園ほか 9 公園を次のように変更し、並びに第 19 号片原公園、第 20 号城南公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積(ヘクタール)、摘要】

3、御厩公園、今治市蔵敷 984-1 番地、984-2 番地、985 番地の一部、0.648、児童公園、位置及び地積変更

4、蔵敷公園、今治市蔵敷 435-1 番地、438-1 番地、496-4 番地、497-3 番地、0.134、児童公園、地積変更

6、森見公園、今治市別宮 36~41 番地、0.719、近隣公園、形態及び地積変更

- 9、海岸公園、今治市片原町地先、4.035、普通公園、地積変更
- 10、辰ノ口公園、今治市今治村甲 19～40 番地、0.488、近隣公園、地積変更
- 11、弥生公園、今治市蔵敷 1701 の 2 番地、0.323、児童公園、地積変更
- 13、大新田運動公園、今治市 69-10 番地、69-2 番地、大新田 111-2 番地、111-7 番地、7.618、運動公園、地積変更
- 15、蓮池公園、今治市蔵敷 1381-1 番地、1381-3 番地、0.159、児童公園、地積変更
- 16、別宮公園、今治市別宮 233-1 番地、241-1 番地、0.226、児童公園、位置及び地積変更
- 17、大山祇公園、今治市別宮 263-1 番地、119-1 番地、120 番地、121 番地、0.151、児童公園、形態及び地積変更
- 19、片原公園、今治市片原町地先、0.329、児童公園、追加
- 20、城南公園、今治市蔵敷 1394-1 番地、1377-1 番地、1397-3 番地、0.119、児童公園、追加

理由書

本市の発展の状況等を考慮し、公園の配置計画について再検討した結果、本案のように公園を追加するとともに公園の位置及び地積等について、商用の変更を行うものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 386 号 新居浜都市計画公共下水道並びに同公共下水道事業及びその執行年度割の変更について

幹事：新居浜市の下水道事業は、昭和 35 年度から始まっておるのでございまして、この図面にございまして、当初は黄色でぬってありますところへポンプ場を作る計画でございましたが、用地の困難な点などから考えまして、赤で書いてございまして、埋立地へポンプ場を設けるように変更をしようというものでございます。なお、年度割については、38 年度完成の予定でございましたが、財政その他の関係によりまして、2 カ年だけ完成を延長する必要が生じたわけでございます。

委員：新居浜の土地は、御承知のように地盤沈下がはなはだしく、1 メートル、ときには 1 メートルを越えるところもあるほど潮がさしてくるわけでございます。そのため排水については非常に困難であります。まして人口が年々増え、1 年に何百戸という戸数が建つに従って、下水道の不完備という点が身にしみてくるのでございます。そのような現状でございまして、年次もそのまま推し進めて行くようではありますが、出来得くんばもう少し早くしていただいて、なおこのうえに、上部地区の方の、人家が密集しているところの排水についても、とくに御配慮をお願い申し上げて、本案に賛成するものでございます。

議第 387 号 西条都市計画街路並びに同街路事業の変更について

幹事：本案の西条港線と申しますのは、加茂川の大橋を渡りまして、国道からわかれまして、国鉄予讃線の下を通りまして西条港の方へ行きます街路でございます。この図面に赤くぬってありますところが、主として県道の右側へ行くような計画になっておったのでありますけれども、右側には人家もたくさんございまして、経費の面でも多額を要しますので、これを西側、左側の方へ拡張するように変更をいたしたいと考えまして提案したものであります。

議第 388 号 壬生川都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：本案の三津屋壬生川中学校線と申しますのは、従来幅員が 12 メートルであったのでありますが、臨海工業地帯の埋立の計画も進んで参りまして、なおまた、新産業都市として取り上げられますよう、強ちに陳情もいたしておりますので、12 メートルでは将来幅員が狭くなると考えられますので、16 メートルに幅員を拡張するよう変更をお願いするわけでございます。

委員：国鉄と交差する部分の工事は大体いつごろになる予定ですか。

幹事：まだはっきりした計画はないわけでございますけれども、一応 4、5 年先くらいになるんじゃないかと思えます。

委員：試算をみますと 7 年度、8 年度と 2 カ年に年度割しておるようでございますが、これは赤くぬってある部分だけでございますか。

幹事：そうでございます。

委員：これは 4、5 年先とのことですけれども、なるべく早くお願いしたいと思えます。

委員：これを延長した場合の終点を念のためにお尋ねしたいんですが。

会長代理：終点は国道 11 号線に続くまででございます。

委員：いまの計画は非常に結構で、この線は重要な線だと思います。この線を北の方へ延ばすと、いまの国道と反対の方へ行くと鉄道を横断しておるわけです。その鉄道横断の場所が、駅に非常に近いと思えます。これを立体交差にしなければならぬと思えます。そうすると、駅に近いために、立体交差が困難だと、そういう点を考えておく必要があると思えます。今日の議案をこれで通すことには私は異議ありませんが、これをよく考えていきませんと、鉄道を立体交差するのも困るし、道路を立体交差するのも困る問題だと思います。そういう点もお考えをいただきたいと思えます。

会長代理：委員の御意見はよく承知しております。ポイントから外の方の側線というような計画で考えております。

委員：この図面は現在の壬生川町の都市計画の図面か、それとも周桑全体の図面ですか。

幹事：これは昔の壬生川町の図面でございます。

議第 389 号 吉田都市計画都市下水路並びに同都市下水路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：吉田町の橋北地区と申しますのは、図面にございます通り、立間川と国安川にはさまれた土地でございます。立間川の方は河床が高く、町の地盤が低くて、また国安川のほうは海水の干満の影響を受けまして、たびたび浸水をいたしておるのでございます。本年度から国の下水路事業といたしまして、補助をいただくようなことになってまいりましたので、この計画の通り、計画並びに事業決定をお願いしたいんでございます。

議第 390 号 松山都市計画緑地事業及びその執行年度割の決定について

幹事：石手川の堤防につきましては、現在ごらんのとおり戦争中、あるいは戦後におきまして、建物がいっぱいできておりますが、この堤防上の建物を撤去いたしまして、昔のような公園にかえしますために、国及び市が一緒になりまして、堤防上の住宅その他の建物の撤去を計画しております。その計画も着々進んでまいりましたので、まず第 1 期事業といたしまして、下は末広橋から新立橋の間を 5 カ年計画で公園化していこうという考えから、事業決定をお願いしておるわけでございます。なお 37 年度から国の補助もつくような段取りになっております。

委員：御承知のように、市の住宅、それから県の住宅も堤防上にあるんですが、その撤去については、遅

くとも来年度位には全部撤去できるような措置を、県も松山市もやっておられると思いますが、図面でもわかりますように、相当広い区間になっております。これを漫々日で5年6年もかかってやるということになれば、結局、いつまでたっても旧態依然としたゴミ捨て場という格好にならざるを得ないんじゃないか、ということを懸念するんですが、県、国だけでなく、市の方も若干責任があると思いますけれども、市の方もそういう観点から、繰り上げてなるべく早くやっていただきたいと思います。それから聞いてみますと、本年度の国補あたりも50万円足らず、全体の事業費も150万円くらいで、今計画は5カ年ということになっておりますけれども、こういうことでは、他のいろいろな工事の進捗実績あたりから考えた場合、10年もそのうえに延びるんじゃないかということ懸念するわけです。その点でなるべく早く、短期間で立派なものにして、ゴミなんかを捨てに来て「これだけになっておれば捨てるわけにはいくまい」という気を起させるようなものを早くやっていただきたい。

会長代理：効果が上がるように、年度計画を区域ごとにやって、翌年からすぐ公園にできるというように、部分的にやっていって、将来全部が公園になるというやり方で、松山市と県では協力いたしまして一生懸命やっておるわけでございます。スピードアップに関しましてはさらに一段と努力いたします。

議第391号 今治都市計画公園の変更及び追加について

幹事：今治市の公園計画は全部で約46.7ヘクタールになっておりますが、この中で戦災復興区域内には公園を作りだすことになっておるわけでございます。そこで戦災復興事業の関係もございまして、その後、ここに書いてございます通り、市の発展の状況等も考えまして、公園の計画等も再検討いたしました結果、ここに挙げました公園につきまして、摘要にございますような地積の変更、位置の変更をしました。番号の19、20につきましては、新しく追加をいたしましたようなわけでございます。その結果、面積におきましては約4ヘクタール近く増えております。

議第385号 八幡浜都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の変更について

幹事：八幡浜市の下水道は昭和26年ごろから始まっておりますけれども、市街地の主なところの従来の計画は、ほとんど事業が終わっておるんでございますけれどもその後、市街地が発展してまいりまして、新しく、この図面にございます黒くぬってある部分でございます。この部分を新しく追加いたしまして、市の下水道事業を完備していこうというものでございます。なお、それにともないまして幹線水路の追加、あるいは多少の変更はございます。

委員：原案に対しては反対はないんでございますが、第2排水路が完成いたしますと、すべて現在あります浜田川という一番細い川へ合流していくことになるんでございます。その延長が非常に長くなりますので、昨日も関係者が寄りまして、いろいろ協議をいたしましたんでありますが、いますぐと申し上げるのではありませんけれども、将来、松柏地区の適当なところから千丈川へ向かって支線を引いてもらいたいと思うんであります。千丈川は河床が高いために、いままでにもあったんでございますが、水が乗らないんでございます。そういう関係で、排水ポンプをやって、大雨のときに備えるようなことを将来御考慮いただいたらと思ひまして、昨日、市の理事者、われわれ関係者が寄りまして、協議いたしました結果、そういうような結論になっておるんでございます。これは、すぐとは申し上げるではありませんが、そういうようなことを一つ御考慮戴きたいと、こう考えております。

第 54 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 37 年 12 月 25 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	愛媛県警察本部長
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	大洲市長
同	大洲市会議員 5 名
同	北条市長
同	北条市会議員 5 名
同	菊間町長
同	菊間町会議員 4 名
同	保内町長
同	保内町会議員 4 名
同	広見町長
同	広見町会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	日本国有鉄道四国支社長
幹事	都市計画課長
同	建築課長

議事項目

- 議第 392 号 今治都市計画特別都市下水路の廃止並びに同下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 393 号 東予衛生事務組合し尿処理場建築位置決定について

- 議第 394 号 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部鮮魚卸売市場建築位置決定について
- 議第 395 号 北条市営火葬場の建築位置決定について
- 議第 396 号 保内町営火葬場の建築位置決定について
- 議第 397 号 菊間町営火葬場の建築位置決定について
- 議第 398 号 大洲喜多衛生組合し尿処理場建築位置決定について
- 議第 399 号 宇和島市ごみ焼却場建築位置決定について
- 議第 400 号 広見町営火葬場建築位置決定について

議第 392 号 今治都市計画特別都市下水路の廃止並びに同下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

- 第一 今治都市計画特別都市下水路を廃止する。
- 第二 都市計画下水道を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

第 1 排水区、118.287、新町、片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町、室屋町の各全部、
大字別宮、大字今治村、大字日吉、大字蔵敷の各一部

第 2 排水区、87.800、昭和通、神之木通、蔵敷通、末広通、南堀、樹之本通、東町、枝濠、
御厩通、東門町、有津屋町の各全部、大字蔵敷の一部、排水区的面積の変更

第 3 排水区、52.708、大字今治村、大字別宮の各一部

第 4 排水区、14.670、榎町、大字日吉の一部

計 273.465

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第 1 排水区、主要幹線、本町通り線、本町 108 番地地先、常盤町 436 番地地先、1,650～1,200、約 1,070
主要幹線、恵美須町線、本町 94 の 2 番地地先、大字今治村 8 番地の 5 地先、900、約
460、名称の変更、延長増加

主要幹線、宮脇通線、本町 108 番地地先、大字日吉 832 番地の 10 地先、800～500、約 938

主要幹線、駅前通線、大字今治村 389 番地の 1 地先、大字今治村 374 番地の 6 地先、
700～450、約 433

主要幹線、旭町線、常盤町 436 番地地先、大字今治村 269 番地の 6 地先、700～600、約 250、

主要幹線、森見通線その 1、大字今治村 601 番地の 9 地先、大字別宮 29 番地の 2 地先、
450～300、約 211、追加

主要幹線、森見通線その 2、大字別宮 258 番地の 1 地先、大字別宮 29 番地の 2 地先、
400～450、約 194、追加

主要幹線、泉川通線、常盤町 436 番地地先、大字日吉 4 番地の 1 地先、700～500、約
815、追加

第 2 排水区、主要幹線、今治駅天保山線、大字蔵敷 1827 番地の 28 地先、大字蔵敷 721 番地の 3 地
先、1,350～700、約 1681、終点及び延長の変更、

主要幹線、御厩通線、南堀 1541 番地の 1 地先、大字蔵敷 1008 番地先、700、約 201、追加
主要幹線、蔵敷旭町泉川通線、大字蔵敷 1827 番地の 22 地先、大字蔵敷 296 番地の 6

地先、1,800～300、約 2,851、追加

第 3 排水区、主要幹線、北新町線、今治村 1084 番地の 1 地先、本町 108 番地地先、1,800～1,650、約 540
主要幹線、竹屋町線、大字今治村 734 番地の 1 地先、大字別宮 301 番地の 2 地先、1,200、
約 235、追加

計 9879

3 ポンプ場

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、能力、摘要】

- 1、日本丸ポンプ場、今治市〇〇、0.208、口径 1000 ミリメートル
100 馬力 2 台、口径 250 ミリメートル 15 馬力 1 台、
- 2、天保山ポンプ場、今治市〇〇、0.150、口径 900 ミリメートル
100 馬力 2 台、口径 550 ミリメートル 50 馬力 1 台、

「別紙図面表示の通り」

第三 昭和 36 年度建設省告示第 2969 号今治都市計画下水道事業を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

- 第 1 排水区、118.287、新町、片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町、室屋町の各全部、
大字別宮、大字今治村、大字日吉、大字蔵敷の各一部
- 第 2 排水区、87.800、昭和通、神之木通、蔵敷通、末広通、南堀、樹之本通、東町、枝濠、
御厩通、東門町、有津屋町の各全部、大字蔵敷の一部、排水区的面積の変更
- 第 3 排水区、52.708、大字今治村、大字別宮の各一部
- 第 4 排水区、14.670 榎町、大字日吉の一部

計 273.465

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

- 第 1 排水区、主要幹線、本町通り線、本町 182 番地地先、常盤町 436 番地地先、1,650～1,200、953
主要幹線、恵美須町線、本町 94 の 2 番地地先、大字今治村 8 番地の 5 地先、900、約
460、名称の変更
主要幹線、宮脇通線、本町 108 番地地先、大字日吉 832 番地の 10 地先、800～500、約 938
主要幹線、駅前通線、大字今治村 389 番地の 1 地先、大字今治村 374 番地の 6 地先、
700～450、約 433
主要幹線、旭町線、常盤町 436 番地地先、大字今治村 269 番地の 6 地先、700～600、
約 155、起点管径及び延長の変更
主要幹線、森見通線その 1、大字今治村 601 番地の 9 地先、大字別宮 29 番地の 2 地先、
450～300、約 211、追加
主要幹線、森見通線その 2、大字別宮 258 番地の 1 地先、大字別宮 29 番地の 2 地先、
400～450、約 194、追加
主要幹線、泉川通線、常盤町 436 番地地先、大字日吉 4 番地の 1 地先、700～500、約
815、追加
- 第 2 排水区、主要幹線、今治駅天保山線、大字蔵敷 1827 番地の 28 地先、大字蔵敷 721 番地の 3 地
先、1,350～700、約 1,681、終点及び延長の変更

主要幹線、御厩通線、南堀 1541 番地の 1 地先、大字蔵敷 1008 番地先、700、約 201、追加
第 3 排水区、主要幹線、北新町線、大字今治村 45 番地地先、本町 108 番地地先、1,800~1,650、約 291
主要幹線、竹屋町線、大字今治村 734 番地の 1 地先、大字別宮 301 番地の 2 地先、1,200、
約 235、追加

計 1,800~300、約 6,592

3 ポンプ場

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、能力、摘要】

2 天保山ポンプ場、今治市〇〇、0.150、口径 900 ミリメートル、100、馬力 1 台、追加
「別紙図面表示の通り」

第四 前項の事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 32 年度から

昭和 36 年度まで 約 6 割 2 分

昭和 37 年度 約 9 分

昭和 38 年度 約 6 分

昭和 39 年度 約 1 割 1 分

昭和 40 年度 約 8 分

昭和 41 年度 約 4 分

理由書

市勢の発展に伴い下水道施設拡張の必要を生じたので第 4 排水区を追加し、またさきに決定し完成した特別都市下水路を都市計画下水道に編入し、さらに下水道事業を追加変更し、もって今治市の発展に資そうとするものである。

議第 393 号 東予衛生事務組合し尿処理場建築位置決定について

第一 申請者、愛媛県周桑郡丹原町〇〇 東予衛生事務組合長

第二 敷地の位置、西条市大字氷見塩竈 87 番地外 7 筆（西条市都市計画区域内）

第三 用途、し尿処理場、新設

第四 敷地及び建築物の状況

敷地面積 11,103 平方メートル

建築物 1 ボイラー室、電気室、管理室、鉄筋コンクリート造平屋建、72 平方メートル

2 炉過機室、鉄筋コンクリート造平屋建、46.20 平方メートル

3 滅菌池上家、鉄筋コンクリート造平屋建、49.85 平方メートル

第五 その他 西条市及び周桑郡 4 か町が事務組合を設けて同地区内のし尿を処理するもので、処理区域の人口は 54000 人である。運搬は 2 頓車 7 台で 1 日の処理能力は 54 キロリットルである。

理由書

この地域は、耕地の約 80%が水田であり農家還元が僅少であること、人口の 10 分の 4 程度が市街地を形成し、特別清掃地域に指定されている。近年とみに処理に困窮しもはや放置できない現状である。このため早急にし尿消化槽を設置せんとするものである。

議第 394 号 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部鮮魚卸売市場建築位置決定について

第一 申請者、松山市〇〇 愛媛県漁業協同組合連合会長

第二 敷地の位置、宇和島市朝日町 318 番地の 18（宇和島市都市計画区域内、工業地域）

第三 敷地及び建築物の状況

敷地面積 1,913.14 平方メートル

建築物 1 卸売市場、鉄骨造平屋建、536.536 平方メートル

2 事務所、鉄筋コンクリート造二階建、
建築面積 266.3044 平方メートル
延べ面積 536.6088 平方メートル

3 倉庫、木造二階建、
建築面積 301.428 平方メートル
延べ面積 602.8568 平方メートル

第四 その他 市場の取扱状況等は次の通りである。

1 取扱量 年間売上高 1 億 5 千万円

2 運搬方法 1 日平均 自動車（三輪車を含む）15 台
自転車（原動機付きを含む）50 台

1 日集まる仲買人 約 85 名

理由書

宇和島港湾整備計画による臨港道路の支障物件でこの事業通りに協力の要請に応じ移転新築するものである。

議第 395 号 北条市営火葬場の建築位置決定について

第一 申請者、北条市長

第二 敷地の位置、北条市中通り甲 7 番地（北条都市計画区域内）

第三 用途、火葬場 改築

第四 敷地及び建築物の状況

敷地面積、1,231.785 平方メートル

建築物、火葬炉上家、コンクリートブロック造平家建 1 棟、102.465 平方メートル

管理人住宅 木造平家建 1 棟、44.286 平方メートル

設備、火葬炉、2 基、煙突、1 基、鉄筋コンクリート造、高さ 15 メートル

第五 その他

利用区域、北条市全域 28,600 人

利用状況、月平均約 12 件

理由書

既存北条市営火葬場（昭和 10 年建設）は、永年使用の為、その施設は老朽化し、現状修理不能となり、今後同火葬場の利用が不能となったため、改築せんとするものである。

議第 396 号 保内町営火葬場の建築位置決定について

第一 申請者、西宇和郡保内町長

第二 敷地の位置、西宇和郡保内町喜木津下薄庭 1 番耕地 377 番地（保内都市計画区域内）

第三 用途、火葬場 新築

第四 敷地及び建築物の状況

敷地面積、148.5 平方メートル

建築物、木造平家建 1 棟、39.6 平方メートル
設備、火葬炉、1 基、煙突、1 基、煉瓦造、高さ 8 メートル

第五 その他

利用区域、保内町磯津地区、414 世帯、1800 人
利用状況、年間約 15 件

理由書

保内町磯津地区における火葬場がないので、今回設置せんとするものである。

議第 397 号 菊間町営火葬場の建築位置決定について

第一 申請者、越智郡菊間町長

第二 敷地の位置、越智郡菊間町大字浜字シゲノキ 292 番地（菊間町都市計画区域内）

第三 用途、火葬場 改築

第四 敷地及び建築物の状況

敷地面積、303.762 平方メートル

建築物、コンクリートブロック造平家建 1 棟、61.72 平方メートル

設備、火葬炉、2 基、煙突、鉄筋コンクリート造、高さ 15 メートル

第五 その他

利用区域、菊間町全域 12,000 人

利用状況、年間 40～50 件

理由書

環境衛生改善のための低開発地域整備事業として施工するものである。

議第 398 号 大洲喜多衛生組合し尿処理場建築位置決定について

第一 申請者、大洲市〇〇、大洲喜多衛生組合長

第二 敷地の位置、大洲市東宇山字除ケ甲 258 番地（大洲都市計画区域内）

第三 用途、し尿処理場 新設

第四 建築敷地の位置及び建築設備

敷地面積、2884.2 平方メートル

建築物、本工場（倉庫、受電室、監理室）、鉄筋（一部鉄骨）コンクリート造平家建
253.0 平方メートル

受入室上家、鉄筋コンクリート造平家建 1 棟、60.0 平方メートル

ポンプ室、鉄筋コンクリート造、17.5 平方メートル

設備、硫酸タンク外

第五 その他

利用区域、大洲市及び喜多郡長浜町、五十崎町、内子町及び肱川町の特別清掃区域内

利用人口、30,100 人

1 日処理量、40 キロリットル

運搬、20 トン積三輪車

理由書

近年化学肥料の発達に伴い、従来のし尿は肥料として使用なくなり、その処理には各都市ともその対

策に頭を痛めておりますが、今回大洲市においても喜多郡内長浜、内子、五十崎、肱川各町に呼びかけ、大洲喜多衛生組合を設立して、し尿処理槽を設置せんとするものである。

議第 399 号 宇和島市ごみ焼却場建築位置決定について

第一 申請者、宇和島市長

第二 敷地の位置、宇和島市宮下字別当甲 1447 番地 外 4 筆（宇和島都市計画区域内）

第三 用途、ごみ焼却場新設

第四 敷地の位置及び建築設備

敷地面積、1,997m²

建築物、焼却場、鉄骨、鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ面積 288.22 m²

設備、煙突、鉄筋コンクリート造 高さ 36.40 メートル

焼却炉、8 基、汚水カスケードポンプ、1 台、

送風機、1 台、使用電力量、3 馬力

第五 その他

処理区域、宇和島市 58,130 人

1 日処理能力、30 頓

運搬方法、大型トラック 1 台、小型三輪車 4 台、従事者 22 人

現在宇和島市に 2 か所の焼却場があるが、竣工後は除却する。

理由書

宇和島市のごみ排出量は 1 日 27 トン、現在 2 か所の焼却場で 1 日 19 トン焼却能力しかなく、また老朽化した上、環境衛生及び都市美観上好ましくないので、上記の他に 1 日 30 頓の焼却能力を有する近代的なごみ焼却場の建設をしようとするものである。

議第 400 号 広見町営火葬場建築位置決定について

第一 申請者、北宇和郡広見町長

第二 敷地の位置、北宇和郡広見町大字近永字下谷甲 329 番地（広見都市計画区域内）

第三 用途、火葬場 新築

第四 建築敷地の面積及び建築設備

建築面積、873.2 平方メートル

建築物、火葬場、コンクリートブロック造平家建 1 棟、100.6 平方メートル

煙突、鉄筋コンクリート造 高さ 15 メートル

設備、焼却炉、2 基

第五 その他

利用区域、広見町全域、人口 18,519 人

利用状況、月平均 18 件

理由書

広見町には現在火葬場が皆無であるので、新設せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 392 号 今治都市計画特別都市下水路の廃止並びに同下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

幹事：この図面の中に黄色い筋で書かれておりますのが、すでに事業を行って完了いたしました特別都市下水路の計画でございます。これは国の予算の都合上、下水道と同じ事業でございましたが、名目は特別都市下水路となっておったのでございます。で、今治下水道を今回一部拡張いたしますので、特別下水路の下水道施設として繰り入れるという議案でございます。これに関連しまして三線水路を、幹線下水路を追加した次第でございます。なお、事業執行年度は今までは 38 年度まででございましたが、これを 41 年度まで 3 カ年延長するというようになっております。

議第 393 号 東予衛生事務組合し尿処理場建築位置決定について

幹事：これは西条市の元軍用飛行場がございましたが、その一角に新たに西条市及び周桑郡の町村組合がし尿処理場を新設することでございます。近年し尿の処理は非常に困難なこととなっておりますので、これを処理する為の建設ということでございます。

委員：はなはだ恐縮でございますが、参考のために説明いただきたいのでございます。本案のように地方行政長の名前で申請するものを、組合長で申請するということは組合事業として事業をなされるのでございますか。あるいは地方自治体が主体としてなされるのでございますか。そのへん後学のために御説明いただきたいと思っております。

委員：一応し尿処理施設につきましては、地方公共団体から清掃法という法律に基づきまして責任をもってこうしたし尿の処理をするということになっておりますので、御指摘の通り市町村が行うのが原則でございます。一応事務組合といたしまして、地方自治法によりまして組合として認められました団体につきましては、市町村と同じ資格をもっておるものとの取扱になって差し支えないということになっております。

委員：国庫補助なんかも。

委員：同じでございます。一応国の平均が三分の二でございます。それから国の補助金が三分の一、県費をことしから十分の一出すようにいたしております。

議第 394 号 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部鮮魚卸売市場建築位置決定について

幹事：これは宇和島市の港に面した所に既存の施設があるわけでございますが、港湾事業の進捗上港湾道路の支障物件になっておりまして、この申請図の赤い所、その場所へ移転するものでございます。

議第 398 号 大洲喜多衛生組合し尿処理場建築位置決定について

委員：もう 1 点お伺いしたいんですが、こういう衛生組合なんかで申請なさった場合には、衛生組合が事業主体になりまして、そうして施設ができ完工した後に衛生組合長がし尿処理の管理をし、かつその収支会計をやるのでございますか。

委員：ただいまの御質問にもございましたように衛生組合というものができまして、これが設置主体としてし尿処理施設を作りまして場合には、当然その後におきます管理も衛生組合が組合の責任において管理をするということになっておりまして、すべて市町村と同じ立場で同じ形で管理運営をするということになっております。従って、予算決算すべての面が同じでございます。

委員：この施設はどういう施設をおやりになっておりますか。これは施設によりますと上流の川の附近の

ように見えるのですが、この施設のごときものを処理において、これは相当下流の方へ影響を及ぼす場合がありますから、河川の上流ではその施設によればむろんけっこうですが、施設が悪いと下流に影響を及ぼしますが、いかなる設備ですか。

委員：し尿処理施設には現在いろいろな施設がございますが、先程の東予の衛生組合の場合にはし尿消化槽という形式でございまして、これはし尿を生物化学的な処理をする。いわゆる菌の発酵によりまして生物菌によってこれを消化してしまうという形式でございます。大洲市の場合は化学処理施設と申しまして、し尿に化学的な薬剤を投入いたしまして、化学的に化学変化をおこさせる。それによってし尿としての有害な成分を全部処理してしまうわけでございます。その後において浄化し、中和し、さらに滅菌いたしまして出て参りました液はこれは河川へ放流いたしましても全然、むしろ極端に申し上げますと飲んでもかまわないくらいにいわれておるものでございますから、そこまでいかないにいたしましても全然無害なものとなって出て参りますので、その点御心配はないものと思います。

委員：施設を完全にやれるということはけっこうでございます。よくこれは問題になることでございますので、地下を通過して外へ流れる。こういうような川は下流の人から苦情が出る。そういう意味で設備をじゅうぶんにせられることはけっこうでございます。そうせられれば大丈夫だと思います。

委員：その点私の主管課といたしましても、施設の建設その後の運営に当たりましてもじゅうぶん指導をし、監督をしていきたいと思っております。

議第 399 号 宇和島市ごみ焼却場建築位置決定について

幹事：従来、宇和島市には 2 か所の焼却場がございましたが、これでは焼却能力が間に合わないということがございまして、なおかなり老朽化しておるというものもございまして、今回新たに新設をいたしまして清掃の効果をあげようということでございます。

議第 400 号 広見町営火葬場建築位置決定について

400 号議案は第 54 回審議会に提案され、可決決定された。

第 55 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 38 年 2 月 23 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	愛媛県警察本部長
同	広見町長
同	広見町会議員 5 名
幹事	都市計画課長

議事項目

- 議第 401 号 松山都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 402 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 403 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 404 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 405 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 406 号 伊予都市計画公園事業執行年度割変更について
- 議第 400 号 広見町営火葬場建築位置の変更について

議第 401 号 松山都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 37 年 1 月 23 日建設省告示第 83 号松山都市計画街路 2 等大路第 2 類第 12 号線土居田南吉田線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度 約 1 割 1 分

昭和 34 年度	約 1 割 3 分
昭和 35 年度	約 1 割 9 分
昭和 36 年度	約 3 分
昭和 37 年度	約 3 割
昭和 38 年度	約 2 割 4 分

理由書

本路線は昭和 33 年度より着手したものであるが、用地費の値上がり等のため予定通りに完了できなくなったので 1 カ年延長し、事業を完成しようとするものである。

議第 402 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 38 年 10 月 3 日建設省告示第 1693 号八幡浜都市計画街路 2 等大路第 3 類第 3 号線矢野町大平線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度	約 3 分
昭和 34 年度	約 1 割 1 分
昭和 35 年度	約 8 分
昭和 36 年度	約 1 割 6 分
昭和 37 年度	約 9 分
昭和 38 年度	約 1 割 5 分
昭和 39 年度	約 1 割 9 分
昭和 40 年度	約 1 割 9 分

理由書

本路線は昭和 33 年度に着手し、昭和 37 年度で完成予定であったが、労務費・諸資材・用地及び補償費等の高騰により当初計画の通り施行できなくなったため、更に事業年度を 3 カ年延長し、これを完成しようとするものである。

議第 403 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 35 年 8 月 25 日建設省告示第 1748 号新居浜都市計画街路 2 等大路第 1 類第 1 号線前田多喜浜線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度	約 3 割 6 分
昭和 36 年度	約 1 割 5 分
昭和 37 年度	約 1 割 8 分
昭和 38 年度	約 3 割 1 分

理由書

本事業は昭和 35 年度より昭和 37 年度で完成予定で施行してきたのであるが、労務費・諸資材の高騰による財政上の事情で執行年度を 1 カ年延長し、完成しようとするものである。

議第 404 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 33 年 10 月 3 日建設省告示第 1684 号新居浜都市計画街路 1 等大路第 2 類第 1 号線新居浜駅東須賀線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年度	約 5 厘
----------	-------

昭和 34 年度	約 1 分
昭和 35 年度	約 2 分 6 厘
昭和 36 年度	約 4 分
昭和 37 年度	約 3 分 4 厘
昭和 38 年度	約 1 割 2 分 5 厘
昭和 39 年度	約 1 割 2 分 2 厘
昭和 40 年度	約 4 分
昭和 41 年度	約 2 割 2 分 5 厘
昭和 42 年度	約 3 割 7 分 3 厘

理由書

本事業は昭和 33 年度より昭和 37 年度までの予定であったが、用地及び補償費等の高騰・財政の事情により、これをさらに 5 カ年延長し、施行しようとするものである。

議第 405 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 37 年 8 月 22 日建設省告示第 1746 号新居浜都市計画街路 2 等大路第 3 類第 11 号新居浜港田之上線（新須賀橋）の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 37 年度	約 5 分
昭和 38 年度	約 9 割 5 分

理由書

この橋梁は昭和 37 年度に着手したものであるが、財政の都合で工期を 1 カ年延長し、昭和 38 年度に完成しようとするものである。

議第 406 号 伊予都市計画公園事業執行年度割変更について

第一 昭和 34 年 7 月 16 日建設省告示第 1286 号伊予都市計画公園事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 34 年度	約 1 割 3 分
昭和 35 年度	約 1 割 5 分
昭和 36 年度	約 1 割 5 分
昭和 37 年度	約 1 割 6 分
昭和 38 年度	約 4 割 1 分

理由書

市財政その他諸般の事情により施行年度を 1 カ年延期し、事業を完成しようとするものである。

議第 400 号 広見町営火葬場建築位置の変更について

第一 申請者、北宇和郡広見町長

第二 敷地の位置、北宇和郡広見町大字出目下深川線 576 番地（広見都市計画区域内）

第三 用途、火葬場 新築

第四 建築敷地の面積及び建築設備

敷地面積、431.3 平方メートル

建築物、コンクリートブロック造平家建 1 棟、66.06 平方メートル

煙突、鉄筋コンクリート造 高さ 15 メートル

設備、焼却炉、2基

第五 その他

利用区域、広見町全域

利用人口、18,519人

利用状況、月平均18件

理由書

昭和38年1月23日付け広見町近永甲329番地に許可になりましたが、電線引き込み距離が600mあり、その導入に思わぬ困難をきたし、あわせて町の中央に位いしない等で変更のやむなきに至ったのであります。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第402号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割変更について

委員：本件につきまして、地元といたしまして諸種の事情によりやむを得ないものとは考えておりますが、市民の要望は切なるものがありますので、どうかこの変更によりまして3年延長によってぜひ完成を見るようお願いすることを付け加えまして賛成いたしたい。

議第404号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

委員：本路線は非常に長くかかっているのですが、そして新居浜市の表玄関の重要幹線街路でございますので、一日も早く仕上げをしていただきたいのですが、それにつきましてお尋ねしたいのでございます。まず県土木部としましては用地を先に取得して、その後に工事を一気にやるというお考えのように存じておるのでございますが、その点どういう方針でお進み願っておるか聞きたい。

幹事：今委員さんが言われたようになっております。

委員：新居浜市線の道路拡張を33年度から37年度までの予定であったものを、さらに5カ年延長して42年度に完成しようというものでございます。この理由は用地並びにその所要物件の高騰ということでございますが、御承知のように新居浜の土地は急速に上昇をいたしておりますので、さらに5カ年も延長いたしましたとなると、その用地費の暴騰あるいは諸物件の資金というものについても、さらに困難性が増すと考えます。従いまして5カ年という延長でなく3カ年ぐらいでこれを完成すべきではなからうかと、かように考えるので御意見を申し上げます。

幹事：出来るだけ早く完成したいというのは同じ考えでございます。国庫補助等の関係を考えますときに、ちょっと無理ではないかと思うので一応こういうふうにしたのでございます。

委員：およそあの延長ぐらいな所で当初5カ年計画をさらに5カ年延長しまして10年になるわけでございますが、あのような1本の工事で10年もかかって完成し、いままで5年間にどれだけできたかという、わずかに道路用地を買収して工事もじゅうぶんにできてないということは、あまりにも現在の新居浜市の発展にそぐわないと思います。従いまして是非ここ3年ぐらいで完成をしてもらいたいと、かように考えます。

幹事：その点はいま申しあげましたように国庫補助の関係がございまして、最近地価が高騰しておりその他の関係費も非常にあがっておりますので、こういうふう非常に遅れて参っておりますのでございます。そういうことでございまして早期に完成いたしたいということにつきましては同様の考えでありますので、できるだけ国の方と折衝しまして、そういうふうに取り運ぶべく努力いたしたいと思っております。

委員：なお、この件につきましては現在区画整理が進められておるわけでごさいます、その区画整理も現在交渉で1年延長いたしておりますが、その区画整理との関係もありますので、私はさらに要望いたしたいことはつとめて出来るだけ早い方法で工事を進めてもらうように要望しておきます。

委員：委員からいろいろ御説明があったように昭和34年から5年間の間に1割程度のものできている状態で進めばさらに年度が遅れるということは困ると同時に、最近20日には交通事故ゼロの日ができてやっておりますが、この道路は11号線との結び付けの道路で一番新居浜としては主要幹線でございます。そういうものが遅々として進まんということは、先程幹事のお方から説明があった国の補助とか、県の問題があるということでごさいます、もう少し誠意のあるご答弁がいただきたい。国の補助とかいろいろなものはわかりますが、新居浜の交通状態を適切な処置をいただきたい。ただいっぺんの御回答では承服しがたい点があります。そういう点はできれば委員から申し上げましたように3年ぐらいで改修していただきたい。過去にやった5年の実績を見るとほんの1割程度であって、そういうようなことで今後の進展状態がどうかわかりませんが、過去の進展の調子でいくと、この道路の完成は2、30年先になる。いつもあの道路で交通事故が発生している。そういう意味合いにたってもう少し誠意のある御回答を願いたいと思います。

委員：いま各委員さんからお話のように非常におきつい要望でごさいますので、一つ私たちお願いしたいのは本省との折衝の場合に知事さん、土木部長をはじめ政治的色彩をもってご努力を願うようお願いしたいと思います。また委員がおっしゃったように、いまこの場でうんぬんできないと思いますので、今後この線の実現に対しましては今申し上げましたとおり知事さんなりまた土木部長さんにおきまして政治的手段をご期待いたしまして本案に賛成いたします。

委員：要望事項を了として原案に賛成。

委員：私の申しましたのは委員の言われる通りの、例えば政治的手腕を持ってやっていただきたいということです。過去5年間の問題の内容をみまして1割程度しか進展していない。しからば過去の例でいくとまた1割程度じゃないか。これをずっと継続していくならば2、30年先になる。できれば政治的手腕を発揮していただいてピッチが上げられるのじゃないかということをお話申し上げて、できればそういう御回答をいただきたいというのが私の意見でごさいますので、よろしく知事さん、部長さんからできればこういうことをしたいということをお願いしたいと思います。

委員：それはこの会の趣旨として違います。この会議は採択するかしないかということを決めるのですから。

委員：私はあくまでも、これを3年で改修せよと申し上げておるのではない。誠意のある御答弁をいただきたいということです。この会の趣旨はわかっておりますよ。

委員：じゅうぶんただいまの要望に沿うように今後努力いたします。

議第405号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

幹事：これも37年度に一応やっけてしまいたいという予定であったのでございすが、国庫補助金の追加がもらえなかったので38年度に延ばさざるを得なかったのでございす。

委員：本案は38年度に1年伸びておるのでございすが、実質におきましては37年度でやるべきことはやっけておるのでございす。橋梁が追加になりました関係での1年延長できわめて妥当であると思ひます。

議第400号 広見町営火葬場建築位置の変更について

幹事：この前の審議会で決めたのでありますが、電気工事その他の都合によりまして変更したいというのでございす。